

平成29年度

第2回 霧島市歯科保健専門委員会

日時：平成29年10月17日（火）午後7時30分～
場所：国分シビックセンター公民館 3階大研修室

会 次 第

1. 開会のことば

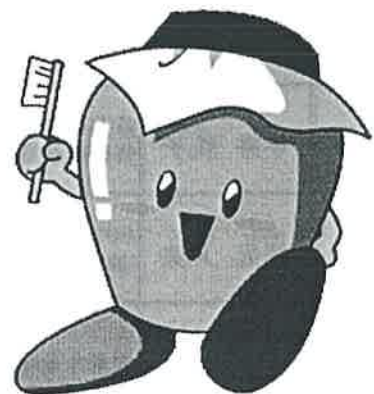
2. 健康増進課長あいさつ

3. 協議

(1) 健康きりしま21（第3次）「歯・口の健康分野」の計画素案について

(2) その他

4. 閉会



平成29年度霧島市歯科保健専門委員会 委員名簿

| | 氏名 | 所属 | 役職 | 任期 | 備考 |
|----|--------|---------------------------------|---------------|------------------------------|----|
| 1 | 久留 克彦 | 始良地区歯科医師会 霧島市支部 | 支部長 | 平成29年4月1日 ～ 平成31年3月31日 | |
| 2 | 宮川 尚之 | 始良地区歯科医師会 霧島市支部 | 幹事 | 平成29年4月1日 ～ 平成31年3月31日 | |
| 3 | 東 修平 | 始良地区歯科医師会 霧島市支部 | 副幹事 | 平成29年4月1日 ～ 平成31年3月31日 | |
| 4 | 有川 公志郎 | 始良地区歯科医師会 霧島市支部 | | 平成29年4月1日 ～ 平成31年3月31日 | |
| 5 | 磯脇 浩二 | 始良地区歯科医師会 霧島市支部 | 副幹事 | 平成29年4月1日 ～ 平成31年3月31日 | |
| 6 | 佐々木 修 | 始良地区歯科医師会 霧島市支部 | | 平成29年4月1日 ～ 平成31年3月31日 | |
| 7 | 碓元 直昭 | 始良地区医師会 | | 平成29年4月1日 ～ 平成31年3月31日 | |
| 8 | 今出 唯史 | 始良地区薬剤師会 | 歯科連携 委員会委員 | 平成29年4月1日 ～ 平成31年3月31日 | |
| 9 | 請園 ゆかり | 霧島市内産婦人科 | | 平成29年4月1日 ～ 平成31年3月31日 | |
| 10 | 木野田 玲子 | 霧島市保育協議会 | | 平成29年4月1日 ～ 平成31年3月31日 | |
| 11 | 松元 泰代 | 市養護教諭部会 | | 平成29年4月1日 ～ 平成31年3月31日 | |
| 12 | 中井 悦子 | 始良・伊佐地域振興局 保健福祉環境部 健康企画課 | | 平成29年4月1日 ～ 平成31年3月31日 | |
| 13 | 福元 人美 | 8020運動推進員 (霧島市食生活改善推進員連絡協議会) | | 平成29年4月1日 ～ 平成31年3月31日 | |
| 14 | 石塚 景子 | 霧島市地域包括支援センター | | 平成29年4月1日 ～ 平成31年3月31日 | |

霧島市健康・生きがいつくり推進における各種委員会の設置に関する要綱

(趣旨)

第1条 市民の健康・生きがいつくり、地域医療及び保健事業等を効果的かつ効率的に推進するため、専門的な事項を審議する各種委員会（以下「委員会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(委員会)

第2条 市民の健康・生きがいつくり、地域医療及び保健事業等に関する専門的な事項を審議するため、自殺対策検討委員会、食育推進検討委員会、地域医療検討委員会、母子保健検討委員会、歯科保健専門委員会及び予防接種専門委員会を置く。

(所掌事務)

第3条 各委員会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 自殺対策検討委員会
 - ア 健康増進計画の推進に関する事項
 - イ 自殺予防対策の推進に関する事項
 - ウ その他市長が必要と認める事項
- (2) 食育推進検討委員会
 - ア 健康増進計画の推進に関する事項
 - イ 食育の推進に関する事項
 - ウ その他市長が必要と認める事項
- (3) 地域医療検討委員会
 - ア 健康増進計画の推進に関する事項
 - イ 地域医療の推進に関する事項
 - ウ その他市長が必要と認める事項
- (4) 母子保健検討委員会
 - ア 健康増進計画の推進に関する事項
 - イ 母子保健の推進に関する事項
 - ウ その他市長が必要と認める事項
- (5) 歯科保健専門委員会
 - ア 健康増進計画の推進に関する事項
 - イ 歯科保健の推進に関する事項
 - ウ 歯科健診等の実施に関する事項
 - エ その他市長が必要と認める事項
- (6) 予防接種専門委員会
 - ア 健康増進計画の推進に関する事項
 - イ 予防接種の推進に関する事項
 - ウ 予防接種の実施に関する事項
 - エ その他市長が必要と認める事項

(組織)

第4条 各委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 保健又は医療関係団体の代表
 - (2) 福祉関係団体の代表
 - (3) 教育関係団体の代表
 - (4) 地区組織の代表
 - (5) 各種健康づくり推進団体の代表
 - (6) 農業関係団体の代表
 - (7) 企業の代表
 - (8) その他市長が必要と認める者
- (任期)

第5条 前条の委員の任期は、2年とする。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(委員長及び副委員長)

第6条 各委員会に委員長及び副委員長1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、保健福祉部健康増進課において処理する。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成21年4月1日から施行する。

(霧島市救急医療検討委員会設置要綱及び霧島市健康増進計画等策定協議会設置要綱の廃止)

2 次に掲げる告示は、廃止する。

(1) 霧島市救急医療検討委員会設置要綱（平成18年霧島市告示第107号）

(2) 霧島市健康増進計画等策定協議会設置要綱（平成18年霧島市告示第219号）

附 則（平成21年7月27日告示第196号）

この告示は、平成21年7月27日から施行する。

各団体の歯科保健の取組み状況について

| | 平成29年度取組状況 | 平成30年度以降事業計画 | 関係者・各団体が連携してできること |
|-------------------------|---|--|--|
| 始良地区 歯科 霧島市 支部 | <ul style="list-style-type: none"> ・学童期におけるフッ化物洗口実施への学術的サポート ・がん患者の周術期の医療連携 ・検診事業の拡充への働きかけ ・鹿児島県歯科医師会口腔がん検診事業の誘致 ・歯周疾患と全身の健康との関係についての啓発活動 | <ul style="list-style-type: none"> ・学童期におけるフッ化物洗口実施への学術的サポート ・がん患者の周術期の医療連携 ・検診事業の拡充への働きかけ ・鹿児島県歯科医師会口腔がん検診事業の誘致 ・歯周疾患と全身の健康との関係についての啓発活動 ・訪問歯科診療支援体制の整備 ・在宅医療における地域包括支援センターとの連携 | <ul style="list-style-type: none"> ・教育委員会、健康増進課、始良保健所と連携を密にし学童期でのフッ化物洗口推進を図る。 ・薬剤師会、医師会と連携し学童期のフッ化物洗口事業の学術的サポートを行う。 ・霧島市立医師会医療センターと連携し、周術期のがん患者の管理を図る。 ・検診事業の拡充、職域検診、例えば、児童生徒の健康管理の指導に携わる教員や霧島市職員の口腔検診などを実施する事により指導する側の口腔への意識を啓発する。 ・歯周病検診受診率向上のために、全身の健康と歯周疾患との関係についての市民向け健康講座などを市及び関係団体と開催。 |
| 始良地区 薬剤師 会 | <ul style="list-style-type: none"> ・平成28年度同様、会員薬局へ歯科健診事業ポスター掲載を依頼し、歯周疾患予防、早期発見を呼びかける。本年度は歯周病検診のポスターが変更になりチェック式になっているのでその使い方を会員へ周知受診率をあげるように会員向けに説明書を配布した。 ・学校薬剤師にフッ化物洗口事業に意義と薬剤師の役割を伝え、薬剤を安全に使用できる環境構築に努めてもらう。 ・主に平成29年度以降のフッ化物集団洗口の教職員及び保護者説明階を担当する学校薬剤師を対象に、Q&Aを用いた研修会を開催する。 | <ul style="list-style-type: none"> ・各種検診事業におきましては例年通り会員薬局へのポスター掲示依頼を行う。 ・その際、29年度同様ポスター利用の手引き等を作成し検診受診率向上に努めたい。 ・29年度は学校側から学校薬剤師に教職員・保護者説明会の日程を聞いていないという事態が生じたため、本年度は教育委員会と協力し学校薬剤師に開催日が伝わるようにする。 また、出席できない薬剤師がいる場合、できるだけ薬剤師を参加させられるように調整する。 | <ul style="list-style-type: none"> ・歯科医師会、教育委員会の協力のもと学校薬剤師に事業内容を周知徹底させる。 |
| 前田 産婦 人科 | <ul style="list-style-type: none"> ・母親学級で、歯科保健について歯科医師、歯科衛生士による説明、指導を実施。 ・歯科検診未受診の方への声かけ ・産後要治療の方への歯科受診の有無の確認 | <p>平成29年度の取り組みに加え</p> <ul style="list-style-type: none"> ・歯科検診受診の有無を助産師外来にて確認、受診をすすめるとともに、保健指導を行う。 ・妊娠中、むし歯や歯周病などが悪化しやすく、また歯周病が早産等の原因となることを妊娠初期より説明する。 ・マタニティ歯っぱー検診の受診率を上げるように頻回に声かけする。 | <ul style="list-style-type: none"> ・産科スタッフ個々がマタニティ歯っぱー検診への理解を深める。 ・母親学級での歯科医師、歯科衛生士の指導を聞いてみる。 ・勉強会などで講義をお願いする。 |
| 霧島市 保育協 議会 | <ul style="list-style-type: none"> ・4月に保健師による年中、年長児のフッ化物洗口に対する保護者への説明会 ・保護者の同意のもと、昼食後の1回週5回フッ化物洗口をしている。 ・年中、年長児へ歯科衛生士による歯科指導(年1回) ・園医による全園児歯科健診(年2回) | 平成29年度と同様 | |

| | 平成29年度取組状況 | 平成30年度以降事業計画 | 関係者・各団体が連携してできること |
|---|--|--|--|
| 市 養 護 教 諭 部 会 | <ul style="list-style-type: none"> ・基本は、それぞれの学校で、その学校にあった歯科保健指導等を実施している。 | <ul style="list-style-type: none"> ・基本的にそれぞれの学校で教育課程を編成するとき決めるため、霧島市養護教諭部会として共通理解を得て歯科保健指導等の計画は決めていない。 | |
| 始 良 ・ 伊 佐 良 地 域 振 興 局 | <ul style="list-style-type: none"> ①フッ化物洗口の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・小学校におけるフッ化物洗口実施に関する支援 ・圏域におけるフッ化物洗口推進検討会の開催 ・フッ化物洗口実施園を卒業後の継続支援(フッ化物洗口カード・ちらしの配布) ・保育園・幼稚園を対象としたフッ化物洗口研修会・検討会の開催 ・フッ化物洗口リーフレット増刷及び洗口ポスターの作製 ②8020運動推進員研修会の開催 ③医科歯科連携検討会・研修会の開催 ④障害児(者)歯科保健研修会の開催 ⑤事業所における歯の健康づくり実施状況調査の実施 ⑥歯周疾患検診の普及啓発(事業所へのチラシ配布) ⑦妊婦リーフレットの増刷 ⑧乳幼児のむし歯予防対策として甘味飲料・食品リーフレット作製 ⑨歯科衛生士研修会の開催 | <ul style="list-style-type: none"> ①フッ化物洗口の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・小学校におけるフッ化物洗口実施に関する支援 ・圏域におけるフッ化物洗口推進検討会の開催 ・フッ化物洗口実施園を卒業後の継続支援(フッ化物洗口カード・ちらしの配布) ・保育園・幼稚園を対象としたフッ化物洗口研修会・検討会の開催 ②8020運動推進員研修会の開催 | <ul style="list-style-type: none"> ・住民に対しあらゆる機会を通じて歯の大切さを啓発していくため、行政・各団体で実施可能な場所や時間等について共有し協働で取り組む。(老人クラブ・民生委員総会等) ・FMきりしまを活用し、普及啓発を行う。 ・地域に密着した食生活改善推進員の普及啓発(家庭訪問時のリーフレットの配布等) ・事業所や商工会議所への歯科保健に関する情報提供を行う。(リーフレットの配布等) ・霧島市の小学校でのフッ化物洗口が他市町の取組に繋がるよう、教育委員会の会議等で情報提供を行う。 |
| 推 進 員 市 食 生 活 協 会 | <ul style="list-style-type: none"> ・8020運動の推進 ・各種講座での歯に良いレシピ紹介と料理実習 ・子育て支援事業でのよく噛むことの効用説明 ・定期的な歯科検診の啓発 ・歯周病と全身との関係について、8020運動推進員の手引きで説明 ・高齢者に唾液の働きと口の体操の紹介 | 平成29年度と同様 | |
| 霧 島 市 支 援 セ ン タ ー 包 括 | <ul style="list-style-type: none"> ・介護予防・日常生活支援総合事業の中の短期集中型予防サービス(3ヶ月コース)において運動・口腔・栄養の機能改善向上を目的とした教室産科支援(実施は事業所への委託事業で7月より開始) ・自治会、公民館単位で実施される「地域のひろば事業」での依頼出前講座において、運動・口腔・栄養の領域で介護予防教室を実施していく予定 | 平成29年度と同様 | <ul style="list-style-type: none"> ・始良地区歯科医師会との連携で、訪問歯科診療の推進 |